

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
津山市	津山中央地区	令和3年3月31日	令和6年3月31日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	437ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	221ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	107ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	62ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	84ha
(備考) 転出して長い者、法人等組織が該当する年齢不明の農地面積がおおよそ1ha存在する。	

注1:④についてはR5年度までの中心経営体に登録があったもののデータになります。

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積の方が、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積より、津山中央地区全体では22ha多いが、個別集落において引き続き新たな農地の受け手の確保が必要。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>■担い手について</p> <p>(鉄砲町・総社・靱保・横山を除いた地区) 地域の話合いの結果に従う事を基本方針とする。</p> <p>(鉄砲町・靱保地区) 自身を含めた地域内の住民のみで耕作を続けることを基本方針としている。</p> <p>(総社地区) 農地所有者は、原則として農地を既存の営農組織や農業法人に貸し付けることを基本方針に想定している。</p> <p>(横山地区) 農地所有者は、出し手・受け手に係わらず、原則、農地を中間管理機構に貸し付けることを基本方針としている。</p>
<p>■作物の作付について</p> <p>(鉄砲町・山北・横山を除いた地区) 地域の話合いの結果に従う事を基本方針とする。</p> <p>(鉄砲町地区) 基本的には、自家用の野菜を作付することを想定している。</p> <p>(山北・横山地区) 地区全域で水稲を作付けすることを基本方針としている。</p>
<p>■基盤整備について</p> <p>(山北・靱保・横山を除いた地区) 地域の話合いの結果に従う事を基本方針とする。</p> <p>(山北・靱保・横山地区) 基盤整備は行わず、現在の状態を維持することを基本方針として想定している。</p>

注1:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 対象地区内において今後中心となる経営体の現状と農地の集約化に関する方針

①地区内の耕地面積	437ha	
②アンケート回答面積	221ha	50.57%
③60歳未満の農業者の耕作面積	16ha	7.24%
④60歳以上で後継者が60歳未満の農業者の耕作面積	92ha	41.63%
⑤今後中心となる経営体の耕作面積(③+④)	108ha	48.87%

※割合はアンケート回答面積を分母で計算したもの

<p>■担い手について (上之町、鉄砲町、靱保、横山以外の地区) 地域の話合いの結果に従う事を基本方針とする。</p> <p>(上之町、横山地区) 基本的に、自身の家族、親戚のみで耕作を続けていこうと考えている。</p> <p>(鉄砲町地区) 自身を含めた地域内の住民のみで耕作を続ける。</p> <p>(靱保地区) 自身を含めた地域内の住民のみで耕作を続けることを基本方針とし、状況に応じて地域の話合いの結果に従うとしている。</p>
<p>■作物の作付について (上之町、鉄砲町、山北、靱保、大田、横山以外の地区) 地域の話合いの結果に従う事を基本方針とする。</p> <p>(上之町、鉄砲町地区) 基本的に、自家用の野菜等を作付することとしている。</p> <p>(山北、横山地区) 地区全域で水稲を作付することを基本方針としているが、状況に応じて地域の話合いの結果に従うとしている。</p> <p>(靱保地区) 平地では土地利用型作物を作付し、山側では園芸作物に転換を基本方針としているが、状況に応じて地域の話合いの結果に従うとしている。</p> <p>(大田地区) 地区全域で園芸作物(ぶどう、ももなど)への転作を基本方針としながら、状況に応じて地域の話合いの結果に従うとしている。</p>
<p>■基盤整備について (上之町、山北、靱保、横山以外の地区) 地域間の話合いの結果に従う事を基本方針とする。</p> <p>(上之町地区) 基盤整備を行わず、現状の状態の維持を基本方針とする。</p> <p>(山北、靱保、横山地区) 基盤整備を行わず、現状の状態の維持を基本方針に、状況によって地域の話合いの結果に従う事とする。</p>

5 3並びに4の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

■農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、1,053筆、62.57haとなっている。

■農地中間管理機構の活用方針

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付希望数(筆)	貸付希望面積(ha)
1	川崎	39筆	1.99ha
2	野介代	113筆	6.94ha
3	林田	54筆	3.03ha
4	上之町	1筆	0.02ha
5	小田中	98筆	4.41ha
6	上河原	2筆	0.31ha
7	北園町	2筆	0.05ha
8	山北	4筆	0.25ha
9	総社	49筆	3.42ha
10	小原	41筆	1.52ha
11	志戸部	41筆	2.20ha
12	勝部	214筆	14.27ha
13	靱保	46筆	2.87ha
14	紫保井	89筆	7.22ha
15	大田	24筆	0.67ha
16	沼	15筆	0.52ha
17	大谷	32筆	1.65ha
18	横山	25筆	1.25ha
19	八出	63筆	3.92ha
20	小桁	46筆	2.97ha
21	金屋	27筆	0.83ha
22	押淵	10筆	1.19ha
23	荒神山	18筆	1.08ha
	合計	1,053筆	62.57ha